

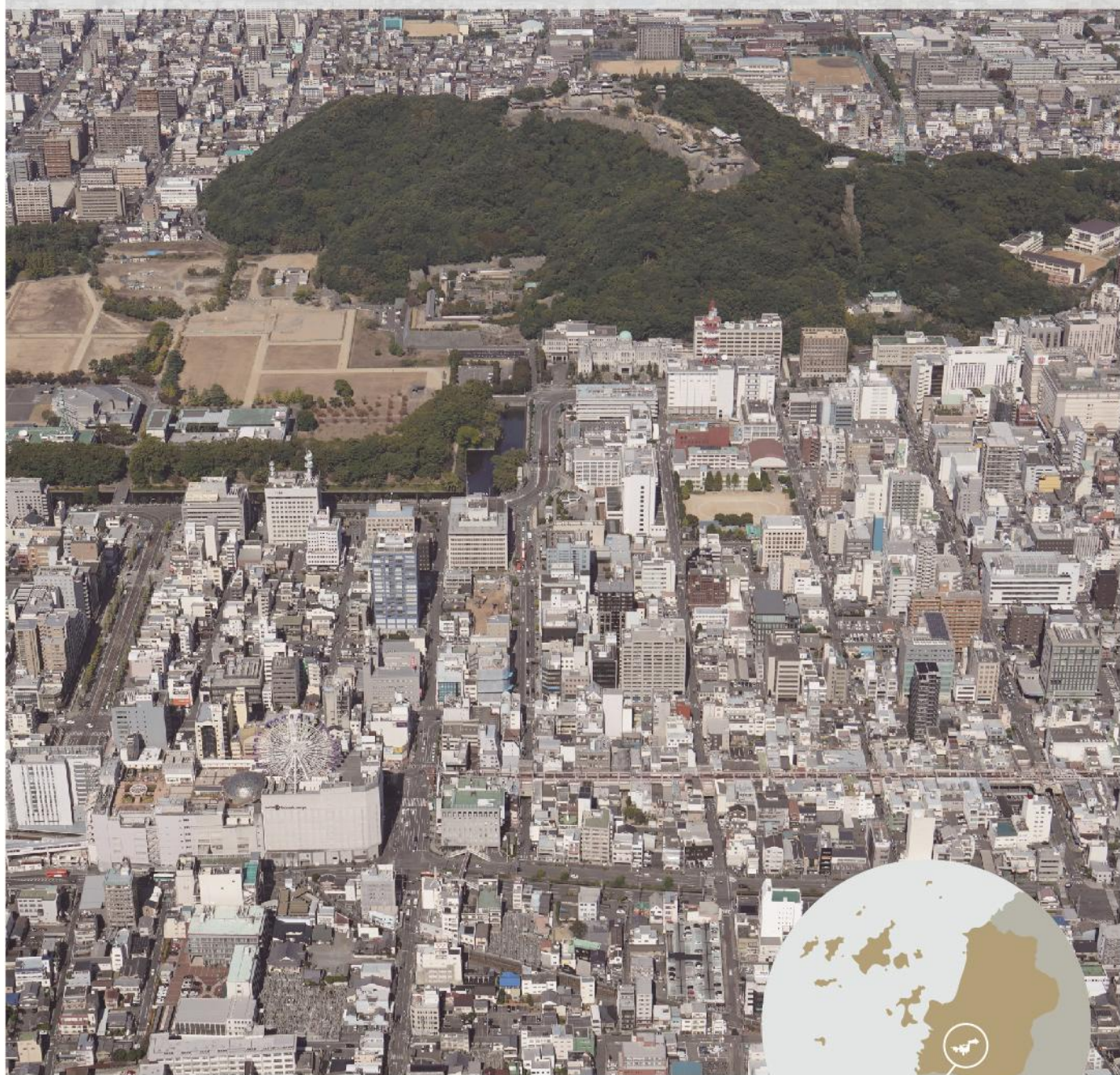
第 4 期

松山市

中心市街地活性化基本計画



ヒト・モノ・コトがつながる、便利で快適な行きたい・住みたいまち



松山市

令和 8 年 4 月(令和 8 年 3 月 17 日認定)



中心市街地
区域
(約 305ha)

目次

1 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
〔1〕地域の現況に関する統計的なデータの把握・分析.....	1
〔2〕地域住民のニーズ等の把握・分析.....	13
〔3〕これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証.....	26
〔4〕中心市街地活性化の課題.....	37
〔5〕中心市街地活性化の方針(基本的方向性).....	43
2 中心市街地の位置及び区域	48
〔1〕位置.....	48
〔2〕区域.....	50
〔3〕中心市街地の要件に適合していることの説明.....	51
3 中心市街地活性化の目標	65
〔1〕中心市街地活性化の目標.....	65
〔2〕計画期間.....	66
〔3〕目標指標の設定の考え方.....	67
〔4〕フォローアップの時期及び方法.....	81
4 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	82
〔1〕市街地の整備改善の必要性.....	82
〔2〕具体的事業の内容.....	83
5 都市福利施設を整備する事業に関する事項	96
〔1〕都市福利施設の整備の必要性.....	96
〔2〕具体的事業の内容.....	97
6 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項	99
〔1〕街なか居住の推進の必要性.....	99
〔2〕具体的事業の内容.....	100
7 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	104
〔1〕経済活力の向上の必要性.....	104
〔2〕具体的事業の内容.....	105

8 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項	131
〔1〕 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性	131
〔2〕 具体的事業の内容	132
◇4から8までに掲げる事業一覧.....	138
◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所.....	141
9 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項.....	142
〔1〕 市町村の推進体制の整備等	142
〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項.....	144
〔3〕 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等.....	158
10 中心市街地の都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	161
〔1〕 都市機能の集積の促進の考え方.....	161
〔2〕 都市計画手法の活用	161
11 その他中心市街地の活性化に資する事項	163
〔1〕 都市計画等との調和.....	163